

純国産メンマプロジェクト 規約

(名称)

第1条 本会は、純国産メンマプロジェクトと称する。

(定義)

第2条 この規約において「純国産メンマ」とは、国産のタケノコを用い製造された、塩蔵品及びそうざい・漬物・乾物などの食料品をいう。

(目的)

第3条 本会は、純国産メンマなどへの利活用によって竹の資源化を図ることで、竹林整備及び森林の公益的機能の発揮に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 竹林整備に関する知識向上のための会員相互の情報共有
- (2) 本会が別に定める標準作業手順書に則った純国産メンマの製造支援
- (3) 会員相互の情報交換又は意見交換のための活動
- (4) その他本会目的達成のために必要と認める活動

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 団体会員 本会の目的に賛同する団体(法人格の有無を問わない)
 - (2) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- 2 入会しようとするものは、書面・電磁的方法などにより入会の意思表示をしなければならない。
 - 3 会員は、純国産メンマの製造にあたっては、原則として別に定める標準作業手順書を遵守しなければならない。
 - 4 会員は、本会の活動に参加することができる。
 - 5 会費は総会において定める会費を納めなければならない。本会として臨時に必要な経費が生じる場合は、役員会での協議を経て、代表がその扱いを定める。
 - 6 会員は、書面・電磁的方法などによる意思表示により退会することができる。
 - 7 会員は、所定の期日までに会費を納入せず、一定の期間を経てなお納入しない場合は会員資格を喪失する。

(会員の持分)

第6条 本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求及び払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1)代表 1名

(2)副代表 2名以内

(3)会計 1名

(4)ブロック長 以下ブロックから各1名以内

A 青森県、岩手県、秋田県

B 宮城県、山形県、福島県

C 茨城県、栃木県、群馬県

D 千葉県、東京都、埼玉県

E 静岡県、愛知県、神奈川県

F 新潟県、富山県、石川県、福井県

G 山梨県、長野県、岐阜県

H 京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県

I 奈良県、和歌山県、三重県

J 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

K 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

L 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(5)監事 1名

2 役員は、総会において互選する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(名誉代表)

第8条 この団体に、名誉代表を置くことができる。

2 名誉代表は、役員会の議決に基づき、代表がこれを委嘱する。

3 名誉代表は、この団体の事業、運営等に関して意見を述べることができる。

(役員職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の財務を管理する。

4(1)ブロック長は、当該ブロックにおける会員相互の情報交換又はブロック内の会員からの相談に応じる。

(2)ブロック長は、当該ブロックにおける職務の遂行にあたり、当該ブロックから2名以内のブロック委員を指名し、補佐を求めることができる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(事務局)

第10条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、総会において互選する。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回、総会を開催する。

2 代表が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の者から総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があったときは、代表は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1)活動内容に関する事項

(2)収支予算及び収支決算の承認

(3)役員を選出

(4)規約の改正

(5)その他総会が必要と認めた事項

4 総会の議事は、代表が進行する。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

6 代表が他の役員と協議の上、総会に諮る事項がないと判断した時は、第13条に掲げる役員会をもって第1項の総会に代えることができる。

7 前項による場合は、予め会員にその旨を周知するとともに、役員会での協議結果を会員に周知しなければならない。

(定足数等)

第12条 総会は、会員の会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員、又は表決を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第13条 代表は、必要があると認めるときは、役員会を開催することができる。

2 役員会は、代表及び副代表、会計、ブロック長で構成する。

3 代表は、必要に応じ、名誉代表に役員会への参加を求めることができる。

4 役員会は、次の事項を審議する。

(1)活動内容に関する事項

(2)総会に付議する事項

(3)その他必要と認めた事項

(規約の改正)

第14条 この規約は、総会における出席者の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

(所在地)

第15条 本会の所在地を会計宅に置く。

(補則)

第16条 この規約に定めのない事項は、役員会での協議を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この規約は、令和3年11月27日から施行する。

2 この会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

一部改正 令和4年12月29日

一部改正 令和6年3月31日